解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年四月十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十八日

香川県観音寺市大野原町六三七三番地
宗教法人出雲大社大野原教会
清算人　杠　英樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成十七年十月三十一日評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十八日

東京都足立区扇一丁目一二番二〇号
財団法人青少年福祉センター
代表清算人　山下眞一郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年七月三十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十八日

兵庫県たつの市揖保川町正條二七九番地一
清算法人揖保川南土地改良区
清算人代表　髙曽　敏一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十八日

高知県高知市与力町五番一七号
社団法人高知心霊研究会
代表清算人　森　寛治郎

配当公告

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番七号
破産者　株式会社同栄
右の者に対する東京地方裁判所平成二十五年（フ）第一三三〇号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九一六、一〇七、一八五円

一、配当することのできる金額
金三二〇、六三七、五一四円

平成二十六年九月十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所
破産管財人　鈴木銀治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町犬渕字深田一二九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　浅沼　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

岩手県盛岡市中央通二丁目一番二七号工藤第六ビル五階
相続財産管理人　弁護士　細井　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市長田町一二一番地、最後の住所岩手県盛岡市長田町四番八号
被相続人　亡　大平　吉郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

岩手県盛岡市大通三丁目二番八号　岩手県金属工業会館七階　みちのく法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷川　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日不明、出生の場所不明、出生年月日不明、職業不明
被相続人　亡　氏名不詳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地
相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市平町一七九一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　見目　敦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区雑司が谷一丁目三七一番地、最後の住所埼玉県新座市栄五丁目二番二三号
被相続人　亡　岡野　ソヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目九六番一号　三井生命大宮宮町ビル三階　法律事務所ＳＡＩ
相続財産管理人　弁護士　樋口　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市大字北秋津八〇八番地八、最後の住所埼玉県所沢市大字山口一三八三番地の八
被相続人　亡　早川　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

埼玉県川越市大手町六番地五中矢ビル三階
吉野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市木野崎一六六九番地の二四、最後の住所千葉県野田市木間ケ瀬三一二一番地　くすのき苑
被相続人　亡　中村　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

事務所千葉県柏市中央町二番一号　柏センタービル三階　柏みらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取郡多古町南玉造一三二八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石井　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八号　コーケンボイス千葉中央三〇二　清水博司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　博司

第48期決算公告

平成26年9月18日
埼玉県八潮市八潮七丁目46番地1
竹内産業株式会社
代表取締役　竹内　範昭

貸借対照表の要旨（平成26年6月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,910,937
	固定資産	4,962,118
	繰延資産	516
	合計	7,873,571
負債及び純資産の部	流動負債	2,693,236
	固定負債	3,957,955
	株主資本	1,222,380
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,172,380
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,159,880
	（うち当期純利益）	（210,029）
	合計	7,873,571